

平成21年8月20日  
地域文化部文化観光国際課

「地域のお宝発掘」事業の今後の進め方について

1 事業の状況

第四次実行計画事業（平成17～19年度）の「地域文化の発掘」として、まちに埋もれた地域文化の発掘・発信することで、区民の地域に対する愛着や誇りを醸成するものとして取組みを始めた。

新しい第一次実行計画（平成20～23年度）においては、対象を個人的なコレクションや伝承等にも拡大し、更なる発掘に努めるとともに、発掘イベント開催や、共催イベント等においても募集告知や応募用紙を配布する等、取組みの強化を図ってきた。

2 当面の取り組み

区民からみた場合、どういうものがお宝なのか、必ずしも明確でないため、応募に躊躇する傾向があると考えられる。情報提供件数も逡減傾向にある。

(1) 発掘対象の更なる拡大

埋もれていなくても（既に知られていても）、区民が、地域のお宝として誇れるものは、お宝として情報提供してもらう。

(2) 募集方法の工夫

お宝情報発掘にテーマ性を持たせ、応募を促す。

- ・「区外からのお客様に、ぜひ見せたい新宿区のお宝」
- ・「春の新宿区のお宝」

(3) 他の組織、制度との連携

- ・引き続き、関連イベント等での周知を図るとともに、まち歩きガイド、文化財協力員等と連携して、ガイドや協力員の知る情報を提供してもらう。
- ・学校資料調査と連携して、学校に眠るお宝の発掘を行う。

3 将来に向けての取組み

## 19回答添付資料

平成21年3月に新宿区文化財保護審議会から、近現代資料の取扱いについて、これまで、原則として、近世までを文化財の対象としていたものを高度経済成長期までとする。対象となる資料が大量に存在することが想定されるため、従前の指定・登録に加え、選定基準が緩やかな新たなカテゴリ - を創出し対応する必要がある。との答申があった。

この答申を踏まえ、現在、「近現代資料の保存制度の検討に関するプロジェクトチーム」を設置し、調査・検討を進めており、そこでは、「地域のお宝発掘」等既存の文化・歴史資源に関する取り扱いについても検討の対象事項としている。

今後はそこでの検討を踏まえ、地域に残る有形・無形の文化・歴史的な財産について、対象の性質、古さ、重要性等を勘案しつつ、「地域のお宝発掘」を、より効果的な事業としていく。